

徳島県収用委員会告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和二年一月十日

徳島県収用委員会会長

松 尾 泰 三

- 一 起業者の名称 徳島県
- 二 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事（渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで）
- 三 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
所在 徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積		決定した土地の面積
		土地登記簿上の地積	実測地積	
七番九〇	畑	九二二 平方メートル	不明	四八五・〇四 平方メートル

- 四 土地所有者の氏名、住所等
東 栄子 徳島県阿南市上中町南島一五三番地
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年十二月二十日